（保全調整池の標識の設置の基準）

第三十三条　法第四十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を明示したものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は法第四十四条第一項に規定する都道府県知事等に届け出なければならない旨

ニ・ホ　（略）

二　（略）

（保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出）

第三十四条　法第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第七の保全調整池機能阻害行為届出書を提出して行うものとする。

２　法第四十六条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

３　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事（法第四十六条第一項各号に掲げる行為の対象となる保全調整池が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

（表　略）

（保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出書の記載事項）

第三十五条　法第四十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる保全調整池の名称及び指定番号並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

（届出の内容の通知）

第三十六条　法第四十六条第二項及び第三項の規定による通知は、第三十四条第一項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第三十七条　法第四十九条第一項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一～四　（略）

（管理協定の締結等の公告）

第三十八条　前条の規定は、法第五十条（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（貯留機能保全区域の指定の公示）

第三十九条　法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一　貯留機能保全区域の指定をする旨

二　当該貯留機能保全区域の名称及び指定番号

三　当該貯留機能保全区域の位置

四　当該貯留機能保全区域の形状

（保全調整池の標識の設置の基準）

第二十三条　法第二十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事項を明示したものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事に届け出なければならない旨

ニ・ホ　（略）

二　（略）

（保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出）

第二十四条　法第二十五条第一項の規定による届出は、別記様式第七の保全調整池機能阻害行為届出書を提出して行うものとする。

２　法第二十五条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

３　前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事（法第二十五条第一項各号に掲げる行為の対象となる保全調整池が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

（表　略）

（保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出書の記載事項）

第二十五条　法第二十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる保全調整池の名称及び指定番号並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

（届出の内容の通知）

第二十六条　法第二十五条第二項及び第三項の規定による通知は、第二十四条第一項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第二十七条　法第二十八条第一項（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一～四　（略）

（管理協定の締結等の公告）

第二十八条　前条の規定は、法第二十九条（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（新設）